

令和5年度第20回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年2月20日（火）13時30分～14時05分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：織田委員長、木下委員、鈴木委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員8名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)事務局長から、本日の付議案件が協議事項4件である旨発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等に係る意見について

総務審査課から、令和6年第1回北海道議会定例会に提案される北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等について、子育てをする職員の就業継続に資するよう北海道職員の勤務時間、休暇等の制度に係る所要の改正を行うものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項2 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第2条第3号及び第4号の規定を除く。）に係る意見について

給与課から、令和6年第1回北海道議会定例会に提案される地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第2条第3号及び第4号の規定を除く。）について、地方自治法の改正に鑑み、在宅勤務等をする職員の負担軽減を図るため、在宅勤務等手当を新設しようとするものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項3 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見に

ついて

給与課から、令和6年第1回北海道議会定例会に提案される北海道職員の特殊勤務手当に関する条例案について、道の林業専門職員の就業環境の改善を図るため、国家公務員において措置されている山上等作業手当を国の制度に準拠し新設しようとするものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項4 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について

給与課から、令和6年第1回北海道議会定例会に提案される北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について、国立大学法人法の改正に伴い、条例で引用する条項を改正する必要性が生じたことから、規定の整備を行おうとするものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。